

Gマーク制度について

(貨物自動車運送事業安全性評価事業)



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



公益社団法人

全日本トラック協会

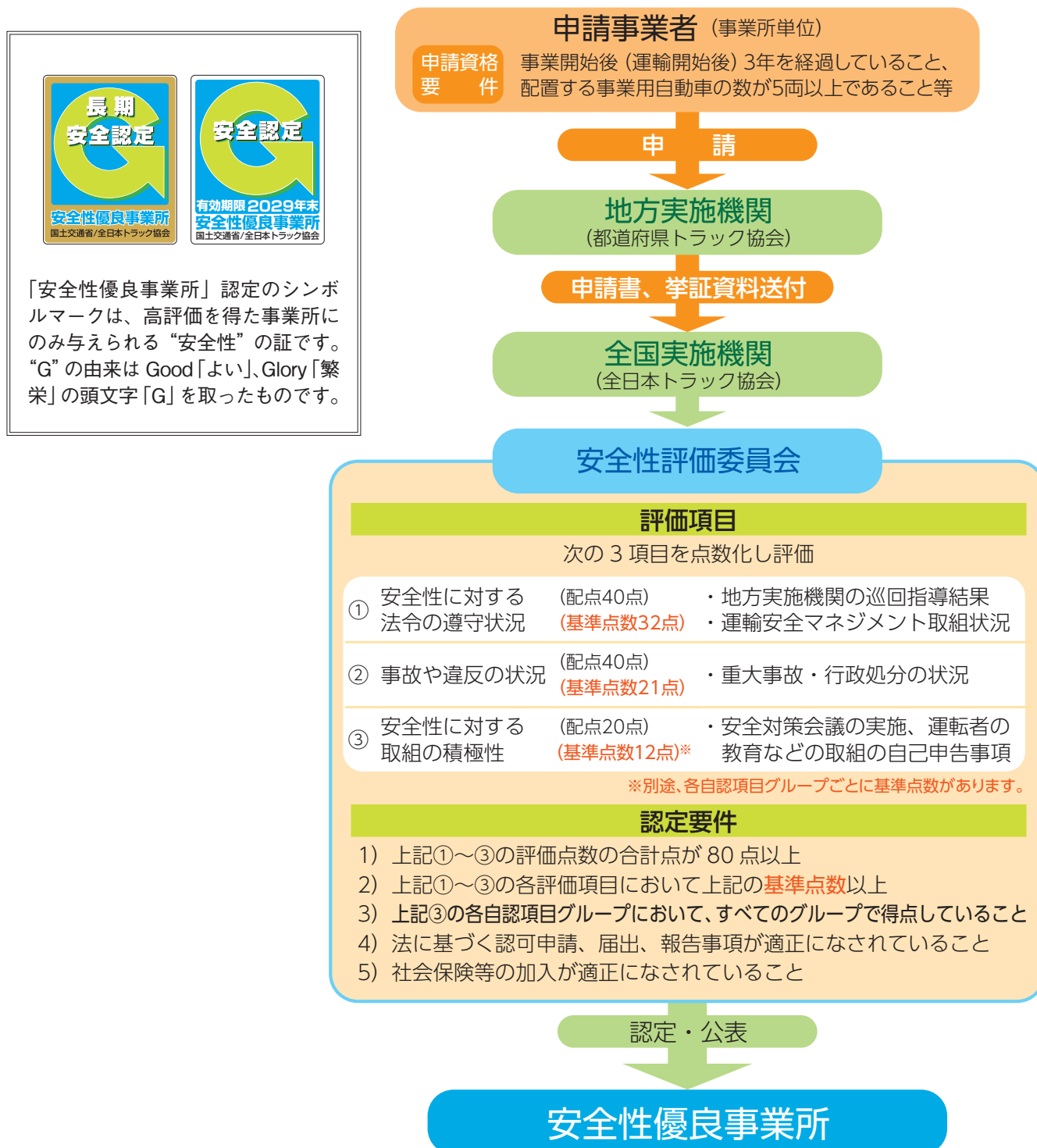
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL : 03-3354-1067 FAX : 03-3354-1019

1. 事業の目的、概要

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」（以下、「全国実施機関」という。）では、2003年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度をスタートさせました。

また、2023年度より6回目更新を迎える事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、「長期安全認定事業所」として認定し、「ゴールドGマーク」が使用できるようになりました。

2025年3月末現在、全国で29,142事業所（全事業所の34.0%）が安全性優良事業所に認定されています。



2. 安全性優良事業所の認定等

安全性優良事業所の認定

認定要件①～④を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

認定要件

- ①評価項目（100点）の評価点数の合計点が80点以上であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
 - I. 安全性に対する法令の遵守状況 32点（配点40点）
 - II. 事故や違反の状況 21点（配点40点）
 - III. 安全性に対する取組の積極性 12点（配点20点）
 - ・自認項目グループ1. 運転者等の指導・教育 基準点数1点
 - ・自認項目グループ2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施 基準点数2点
 - ・自認項目グループ3. 法定基準を上回る対策の実施 基準点数1点
 - ・自認項目グループ4. その他の取組み 基準点数1点

※各グループから得点しなければなりません。
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。
該当する内容については、P.6をご参照下さい。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。
該当する内容については、P.6をご参照下さい。

安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとします。

新規・更新の種別	現在の認定証番号	2025年認定による有効期間
新規認定事業所		2026年1月1日～2027年12月31日（2年間）
初回更新事業所	239****	2026年1月1日～2028年12月31日（3年間）
2回目更新事業所	229****（1）	2026年1月1日～2029年12月31日（4年間）
3回目更新事業所	219****（2）	
4回目更新事業所	219****（3）	
5回目更新事業所	219****（4）	

※「現在の認定証番号」欄の「*」は各事業所に割り振られた数字をさします。

安全性優良事業所の証し

- ①認定証を授与します。
- ②「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用を認定の有効期間内に限り認めます。
- ③全日本トラック協会のホームページ（<https://www.jta.or.jp/>）で事業所名・住所・電話番号を公表します。また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及び認定事業所（会社）のホームページへのリンクを行います。

ゴールドGマーク



Gマーク



認定証 サンプル

評価結果に対する弁明の機会

認定に至らなかった事業所において、認定要件を満たさなかった評価項目のうち、事故の実績において新たな事実が確認されたもの、取組の実績はあるが提出した書類に不備があり判断基準を満たさなかったものについて、別に定める基準に基づき弁明の機会を設けます。

3. 評価項目

評価項目Ⅰ.～Ⅲ.を点数化して評価を行います。

Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点・基準点数 32 点）

① 地方実施機関による巡回指導の結果（25 項目 40 点）

地方実施機関による下記対象期間の巡回指導の結果を用います。

対象期間：2024 年 7 月 1 日～2025 年 10 月 31 日

※申請時点で上記期間の巡回指導を受けていない事業所は、後日巡回指導を実施します。

※前年度申請の評価で当該項目の基準点数を満たさず認定されなかった事業所は、上記期間内に改めて巡回指導を実施します。

中 項 目	小 項 目	配点
1. 事業計画等	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
2. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
	(2) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1
	(3) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	1
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	1
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5. 労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3
6. 運輸安全マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2
小 計		40

<点数の計算方法>

- ①項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。
- ②事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。
- ③巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

Ⅱ. 事故や違反の状況（配点 40 点・基準点数 21 点）

国土交通省から提供される下記対象期間の事故及び行政処分（累積点数）の実績を用います。

対象期間：2025 年 11 月 30 日以前 3 年間（2022 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日まで）

中 項 目	小 項 目	配点
1. 事故の実績	2025 年 11 月 30 日から過去 3 年間に、事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第 2 条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反（行政処分）の実績	2025 年 11 月 30 日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
小 計		40

＜点数の計算方法＞

1. 事故の実績：上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は 0 点、無い場合は 20 点を加点します。

①有責となる第一当事者の事故がある場合は認定されません。

②運輸支局に自動車事故報告書を提出している場合は、その写しを必ず提出して下さい。

※ Web 申請システムでアップロードできます。

申請後に自動車事故報告書を提出した場合や提出もれが判明した場合は、速やかに全国実施機関にその写しを提出して下さい。

③当該事故に関して自動車事故報告書以外の過失の有無がわかる関連資料*があれば、合わせて提出して下さい。

申請後に関連資料が確認された場合は、速やかに全国実施機関に提出して下さい。

※過失の有無がわかる関連資料とは

当該事故に関し、以下のような参考資料がある場合はその写しを提出して下さい。

（参考例）㊦保険会社発行の確定した過失割合等が記載された資料

㊧事故惹起者に対する裁判所・検察庁等が発行した不起訴処分等証明資料

㊨交通事故証明書

㊩事故惹起者に対する行政処分の状況が分かる直近の運転記録証明書等

㊪上記㊦～㊩の他に、当該事故の詳細を記した報告書・自認書・弁明書等

2. 違反（行政処分）の実績：累積点数が 20 点以上の場合は 0 点、20 点未満の場合は、(20 点) - (累積点数) で求めた得点を加点します。

Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点・基準点数 12 点）

下記対象時期における安全性に対する取組の積極性の実績を用います。（P.8 認定要件参照）

対象時期：2025 年 7 月 1 日現在

※ 2025 年 7 月 2 日以降に実施されたものは認められません。

自 認 項 目	配点
グループ 1 運転者等の指導・教育（（1）～（4）から最低 1 項目・最大 3 項目選択 各 3 点計 9 点）	
（1）自社内独自の運転者研修等の実施（50%未満は 1 点）	3(1)
（2）外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（選任運転者等以外は 1 点）	3(1)
（3）定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施	3
（4）安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3
グループ 2 輸送の安全に関する会議・QC 活動の実施（（1）～（3）から最低 1 項目・最大 2 項目選択 各 2 点計 4 点）	
（1）事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
（2）事業所内での安全に関する QC 活動の定期的な実施	2
（3）荷主企業、協力会社又は下請け会社との安全対策会議の定期的な実施	2
（4）事業所内での交通事故防止や輸送の安全に対する意識向上に向けた取組の実施	2
グループ 3 法定基準を上回る対策の実施（（1）～（4）から最低 1 項目・最大 2 項目選択 各 2 点計 4 点）	
（1）特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施	2
（2）効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施	2
（3）車両の安全性を向上させる装置の装着（一部装置は 1 点）	2(1)
（4）ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2
グループ 4 その他（（1）～（6）から最低 1 項目・最大 3 項目選択 各 1 点計 3 点）	
（1）健康起因事故防止に向けた取組（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS 以外）	1
（2）輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
（3）国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審（上記（2）ISO 等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
（4）過去 3 年間に内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
（5）リアルタイム GPS 運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
（6）自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1

< 点数の計算方法 >

申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。（P.22 ～ 47 参照）

※注意 グループ 1 ～ 4 全てのグループから 1 項目以上得点しなければ認定されません。また、4 つのグループの合計点数が 12 点以上でなければ認定されません。

（例：グループ 1 から（1）[3 点]、（2）[1 点]、（3）[3 点] グループ 2 から（1）[2 点]、（4）[2 点]
 グループ 3 から（1）[2 点]、（3）[1 点] グループ 4 から（1）[1 点]、合計 15 点）

グループ	得点（例）			基準点数
グループ 1	（1）[3 点]	（2）[1 点]	（3）[3 点]	1 点以上
グループ 2	（1）[2 点]	（4）[2 点]		2 点以上
グループ 3	（1）[2 点]	（3）[1 点]		1 点以上
グループ 4	（1）[1 点]			1 点以上
合 計	15 点			12 点以上

※各グループ、合計の基準点数を全て満たしていること

法に基づく認可申請、届出、報告事項及び社会保険等の適正加入チェックシート

下表の項目の1つでも、「No」欄にチェックがある場合には認定されませんので、申請までの間に手続きを行って下さい。また、申請後に変更等が必要となる事由が生じた場合には速やかに所要の手続きを行って下さい。

法に基づく認可申請、届出、報告事項チェックシート

内 容	手続き	Yes	No
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 A. 主たる事務所の名称は正しく届出されているか。 B. 主たる事務所の位置は正しく届出されているか。 C. 営業所の名称は正しく届出されているか。 D. 営業所の位置は正しく許可又は認可を受けているか。(運輸局長が指定する区域内における位置変更の場合は、正しく届出されているか。)	事後届 " " 認可又は事後届	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 A. 普通車、小型車、トラクタ、トレーラの種別とその数は、正しく届出されているか。	認可又は事前届	☐	☐
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 A. 自動車車庫の位置は正しく許可又は認可を受けているか。 B. 自動車車庫の収容能力は正しく許可又は認可を受けているか。	認可 "	☐ ☐	☐ ☐
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力に変更はないか。 A. 休憩・睡眠施設の位置は正しく許可又は認可を受けているか。 B. 休憩・睡眠施設の収容能力は正しく許可又は認可を受けているか。	認可 "	☐ ☐	☐ ☐
(5) 届出事項に変更はないか。(役員、社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) 【本社営業所に限る】 A. 事業者(本社)の名称や住所は正しく届出されているか。 B. 事業者(本社)の役員・社員は正しく届出されているか。	事後届 "	☐ ☐	☐ ☐
(6) 自動車事故報告書を提出しているか。 A. 自動車事故報告書は、自動車事故報告規則に定められた事故が発生した場合、30日以内に提出されているか。	事後届	☐	☐
(7) 事業報告書、事業実績報告書を提出しているか。【本社営業所に限る】 A. 事業報告書は毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか。 B. 事業実績報告書は毎年7月10日までに提出されているか。	事後届 "	☐ ☐	☐ ☐
(8) 運行管理者の選任等について、届出されているか。 A. 運行管理者資格者証を有する者で、配置車両数に応じた必要な員数の運行管理者が選任され、正しく届出されているか。 B. 運行管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 "	☐ ☐	☐ ☐
(9) 整備管理者の選任等について、届出されているか。 A. 整備管理者資格を有する者が選任され、正しく届出されているか。 B. 整備管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 "	☐ ☐	☐ ☐

社会保険等の適正加入チェックシート

内 容	事 項	Yes	No
(1) 労災保険、雇用保険に加入しているか。 A. 労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されているか。 B. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。 C. 雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されているか。 D. 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか。	必 須 " " "	☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐
(2) 健康保険、厚生年金保険に加入しているか。 A. 健康保険について、年金事務所(協会けんぽ)又は健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届出されているか。 B. 厚生年金保険について、年金事務所に適用事業所として正しく届出されているか。 C. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。 D. 雇用者から所定の保険料が控除されているか。 E. 保険料を適切に年金事務所又は健康保険組合に納付しているか。	必 須 " " " "	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐ ☐ ☐

巡回指導における改善報告期限

巡回指導の際に、「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の適正加入」のいずれかについて改善報告を求められた場合には、下記の改善報告期限内に改善報告がない場合は認定されません。

①申請基準日前の巡回指導→2025年7月末日まで(地方実施機関の最終営業日まで)

②申請基準日以後の巡回指導→巡回指導実施日から1ヶ月以内(最終日が土・日・祝日の場合は直前の平日まで)